

ふるさとに生きる Vol.27

= みんなでつくる人権尊重のまち =



きく
菊づくり

ことしは、日本国憲法が誕生して70年を迎えます。

国民主権、平和主義、基本的人権の尊重は憲法の3大柱ですが、その中で基本的人権の尊重は全条文の約3分の1を占めています。

人権と聞くとむずかしく感じますが、実は私たちの命や自由、幸せを求める権利などが守られることで、一人ひとりが自分らしく生きていく上でとても大切なものです。

近年、人権に対する国民の関心や意識が高まる中、国では女性活躍推進法をはじめ、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法などの法律が施行されています。

また、昨年、市では人権に関する実態や意識など4つの調査を行いました。今年はこれらの結果などもふまえ、これからの市の人権施策の「基本計画」を策定していきます。

「21世紀は人権の世紀」と言われて久しくなりますが、これからも市と市民が協力しながら、「人権尊重のまち」三木市をつくっていきましょう。

みき演劇セミナー

わがまちの大切さを伝えたい 「歴史は人を創る」

みき演劇セミナーとは

三木市文化会館の市民参加型事業です。阪神淡路大震災をきっかけに、「芝居で笑顔を取り戻そう」という想いで始まり、22年が経っています。

当初は県立ピッコロ劇団の指導を受け、3年目からは、独自にシェイクスピアなどの既製の台本での公演を幾度か上演しました。活動をしていくうちに、いつの間にか、「わがまち」を描きたい、「歴史を通して、現在の私たちに通ずるものを皆さんに紹介したい」そんな想いが強まり、15年前より“わがまちシリーズ”をスタートさせました。芝居に必要な脚本、演出、舞台監督、大道具、小道具、衣装と、出来ることはプロの手を借りず、全て参加者が行います。そして発表会ではなく有料公演を前提とした意識を持って上演しています。私たちが次世代に「繋げる役目」と自覚しながら日々活動しています。



こだわり続ける演目「三木合戦」 三木市民の心に生き続ける“別所長治公”より学ぶ

年に一度の公演は、何を題材に描くか・・・お客様に何を感じてもらおうか・・・。忘れ去られようとしている郷土の歴史、二皇子、藤原惺窩、小野好古、大村由己など、いままで多くの歴史を描いてきました。中でも「三木合戦」にこだわりつづけています。

家臣、民、三木のまちを守るため、城主一族自ら切腹を選んだ“別所長治公”の想いに私たちは、今生きている、生かされていると思います。「このことを伝えよう」、これ以上のテーマはないと思っています。

脚本づくり・・・生みの苦しみ

脚本づくりは苦勞します。題材はともかく、その人物をどう描くのか、これは役者も同様に考えることです。

別所長治で例えると、「長治の人生はどんな少年時代を経て育ってきたのだろうか。どんな生活を送っていたのだろうか。どんな性格だろうか」から



はじ 始まり、「どうして自分の身より民の命、三木のまちを大切にしたいのだろうか」など、すべてを考
えなければ、別所長治を演じることができません。もしかしたら、長治には437年後の
いま みぎ み 今の三木が見えていたのかもしれませんが。「平和なまち、民が楽しく暮らす三木のまち」
ということ(げんざい)を現在(つた)に伝えたかったのかもしれませんが。

こんなことを思いながら、脚本づくりから役づくりまで行っていきます。

ふるさと三木への想い テーマ「語りつごう」

みぎ う 三木で生まれた「みぎ演劇セミナー」。これからも一つでも多くの歴史、歴史人の想
いにこだわり、紹介し続けたいと思っています。そこには現在の小さな出来事ではな
く、もっと大きなテーマが見えてきます。私たちはそれに気づき、それを一人でも多く
の皆様に伝えることを目標に、集まったメンバーとともに走り続けます。

プロフィール

まいとしさんかしゃ ぼしゅう おこな 毎年参加者の募集を行っていますので、どなた
でも参加できます。歴史の勉強から始まり、公演に
ひつよう 必要なことすべてを体験していただき、3月に三木市
ぶんかかいかんしょうほ 文化会館小ホールで公演を行っています。公演では、
まいがいちけつと 毎回チケットが売り切れるほどの反響を得ていま
す。また、ほかにも成人式での寸劇や金物まつりで
むしやぎょうれつ 武者行列など、日々活発に活動しています。



目次

■人づくり(ふるさとへの想い)・・・1~2

わがまちの大切さを伝えたい「歴史は人を創る」

■部落差別の解消をめざして・・・3~4

「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行
されました!

■ともに生きる地域づくり・・・5~6

あなたとともに生きたい このまちで

■インターネット社会と人権・・・7~8

子どもが加害者にも被害者にもならないために

■市民意識調査の結果から・・・9~10

同和問題に関して、今、三木市民の意識は?

■人権教育団体の紹介・・・11~12

「NPO 法人自立生活支援センター歩」の取組
「まなびや・いちご塾」

■人権啓発ビデオの紹介・・・13

分け隔てなく みんながいっしょに

■三同教の紹介・・・14

三同教50周年記念事業を 市民のみなさんとともに

※誰もが胸を張ってふるさとを名のりたい。心ふれあうふるさとにしたい。
啓発資料「ふるさとに生きる」は、この願いを込めて命名されました。

「部落差別の解消の推進に関する法律」が 施行されました！

1 法制定の経緯

1969年に始まった同和対策事業は、2002年に法律が切れ終了しました。これ
で部落差別は解消された、という誤った考え方が広がり、「同和教育」についても疎か
になっていった経緯があります。

しかし、部落差別は今も厳然たる事実としてあります。とくに近年はインターネット
による差別書き込みなど新しい形で悪質極まりない差別事象が発生しています。

こうした状況を踏まえ、2016年12月9日に議員立法として「部落差別の解消の
推進に関する法律」（以下、「部落差別解消推進法」。）が可決成立し、12月16日に
公布とともに施行されました。

2 「部落差別解消推進法」の意義

この法律で初めて「部落差別」という文言が使われ、目的として「部落差別は許されない
ものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題である」とされています。

また、「部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるように努める」
とし、部落差別のない社会を実現することが必要であり、次のように記されています。

- 部落差別の解消に関する施策の実施について国や地方公共団体の責務とすること。
- 部落差別に関する相談体制の充実を図ること。
- 部落差別に関する教育及び啓発を行うこと。
- 部落差別の実態調査を行うこと。

3 今後の課題と取組

三木市では2001年に「三木市人権尊重のまちづくり条例」が県内の市で初めて施行さ
れ、住民学習や三木市人権・同和教育協議会の取組など、市民を中心とした部落差別をは
じめ様々な人権課題の解決に向けて活動が行われてきました。しかし、十分に問題が解決
されたわけではありません。そのため、「部落差別解消推進法」に明記されているように
相談体制と教育及び啓発のさらなる充実を図っていかなければなりません。

とりわけ、インターネットなどで様々な情報が流れている中、市民一人ひとりが間違っ
た情報を鵜呑みにせず、正しい判断ができるように学習することが必要です。また、インターネット
上の差別書き込みをなくすためのモニタリングシステムづくりについても検討が必要
です。

さらには差別を規制したり、差別を受けた人を救済したりするための法律の制定を求め
ていくことも大切になってきます。

2017年度には前年度に実施した「三木市人権意識実態調査」の分析を踏まえ、
「三木市人権尊重のまちづくり」の基本計画及び実施計画が新たに策定されます。「部落
差別解消推進法」の趣旨を学び、これからもすべての市民のみなさまの人権が尊重され、
ともに生きる「人権尊重のまち」三木市をつくっていきましょう。

ぶらくさべつ かいしやう すいしん かん ほうりつ
部落差別の解消の推進に関する法律

ねん がつ にち ほうりつだい ごう
 2016年12月16日 法律第109号

もくてき
(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

きほんりねん
(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

くにおよびちほうこうきやうだんたい せきむ
(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。
 2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の实情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

そうだんたいせい じゅうじつ
(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。
 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の实情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

きやういくおよ けいはつ
(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。
 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の实情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

ぶらくさべつ じつたい かが ちやうさ
(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

ふ そく
附則

この法律は、公布の日から施行する。

あなたとともに生きたい このまちで

みどりほっとクラブ

みどりほっとクラブは、認知症になっても安心して住み慣れた地域で暮らし続けることができる地域づくりを目的とし、認知症の人と介護する家族を支援するボランティアグループとして、緑が丘町の住民をもって、2015年4月に結成されました。

認知症とは、いろいろな原因で脳の神経細胞が壊れてしまったりして、記憶や判断、言語、感情などの機能が減退し、日常生活に支障をきたした状態をいいます。成人になれば誰にでも起こりうる脳の病気です。

以前は、認知症になると「何もわからなくなる」として、認知症の人は「痴呆」として屈辱的な呼び方をされていました。その病気や症状が理解されず、適切にケアされるどころか、疎んじられ、差別や虐待の対象にさえなっていました。

認知症の人は何もわからないのではありません。周囲の人が認知症の人を理解し、適切に手助けすれば、自分でできることも増え、日常生活をより豊かにすることにつながっていきます。

日本の社会は急速に高齢化が進んでいますが、それに伴って認知症の人も増加しており、2025年には約700万人（高齢者の5人に1人）になると見込まれています。認知症は高齢になるほどかかりやすくなるからです。

このため政府は、認知症の人と介護する家族を社会全体で支えることができる総合的な仕組みづくりを進めています。「認知症の人は介護施設へ入所してもらおう」ではなく、「認知症の人の気持ちに寄り添い、住みたい所で暮らしてもらおう」との考え方です。その実現にむけて、私たち地域住民ならではの支援に期待が高まっています。



みどりほっとクラブの主な活動

- 認知症の人と家族がほっと一息つける安らぎの場として、認知症カフェ「ぐりーんカフェ」を開いています。
- 認知症の人と家族を孤立させないよう見守りの活動を行っています。
- 認知症について、正しい理解を広めるため、講演会や研修会などを開催しています。

私たちは、認知症の人と介護する家族の心に寄り添い応援しています。

◎グリーンカフェ

認知症の人とその家族、医療や介護の専門職、地域の人など、誰でも気軽に参加できる「集いの場」として、毎月第2木曜日午後1時30分より緑が丘町公民館で開催しています。（参加費1人100円）

季節を楽しめるよう花見や七夕、お月見など、折々の行事も取り入れており、「誰にも気兼ねなく過ごせて楽しい」と親しみが持て、「心地よい居場所」として喜ばれています。



認知症の方のイメージが変わった！
まずは、病気を正しく理解すること、
その人らしさを大切にすることの大事さに気づきました。

誰にも話せなかった家族の悩み…。地域の方々や専門職がじっくり話を聞いてくれるので、ここでは安心して話せるなあ。

昔によくしていた趣味の活動ができるので楽しい！ここでは、地域の方にサポートしてもらいながら、本人一人ひとりに合わせた活動ができるので過ごしやすいわ。

また、家族の人からは、「日頃の介護の悩みや、辛さや苦勞などを安心して聞いてもらえ、心が晴れる。介護者同士や介護経験者と話ができて、より良い介護がめざせる」などと好評を得ています。多くの方の参加をお待ちしております。

◎介護マークの普及

認知症の人の介護は、一見介護していることがわかりにくいものです。

特に男性が女性を介護する場合、トイレや下着売り場などで誤解や偏見を持たれることがあります。介護中であることを周囲の方に理解して頂くため、三木市も推奨している「介護マーク」の普及にも取り組んでいます。



◎住み慣れた地域で暮らすために

認知症の人と家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域の人々が認知症を正しく理解することが大切です。認知の障がいが進行しても感情やプライドが失われるわけではありません。その人の人格に何ら変わりはありません。人としての尊厳が守られてこそ安心して暮らし続けられるのです。私たちが講師となり、「認知症サポーター養成講座」を開催できる体制も整いました。誤解や偏見をなくし、「認知症の人を特別視しないで普通に接し、温かく見守る」そんな地域づくりをめざしています。

子どもが加害者にも被害者にも ならないために

三木市教育委員会では、子どもたちがインターネットを安全に上手に使うことができる力をつける取組をしています

携帯電話やスマートフォン、ゲーム機などの所有率が高まるとともにインターネットの利用拡大が進んでいます。そんな中、子どもたちがネット依存になったり、相手とのやり取りで問題を起こしたり、またネット詐欺で被害にあうなど、新たな問題も増加しています。「インターネット端末は危険だから使わせない」ではなく、危険性を理解して適切な判断ができる力をはぐくむために「情報モラル教育」の一層の充実を図っています。

現状を把握するため、2016年に三木市教育委員会が三木市内の全中学生にアンケート調査を行いました。(欠席者を除く)その結果の一部が右の表です。インターネット接続機器の使用について、「使っている」という回答が約9割、「会ったことがない人とネット上でやり取りしたことがある」という回答は合わせて4割近くになります。この結果を踏まえ、兵庫県立大学准教授の竹内和雄先生を中心に、企業、兵庫県立大学、警察の協力により、三木市ネットサミット、ネット利用教室を開催し、啓発活動を行っています。

普段、インターネットに接続できる機器を使っていますか？		
1	使っている	89%
2	使っていない	9%
あなたはフィルタリングを設定していますか？		
1	している	25%
2	していない	13%
3	わからない	51%
ネット上でケンカやトラブルになったことはありますか？		
1	一度もない	70%
2	一度はある	15%
3	何度もある	4%
会ったことがない人とネット上でやり取りしたことはありますか？		
1	一度もない	51%
2	一度はある	16%
3	何度もある	22%

※回答総数：1,946人

三木市内小中学校での取組

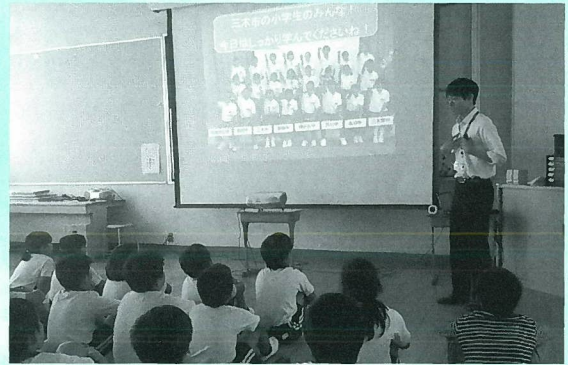
(1) 中学生「三木市ネットサミット」について

2015年度から市内中学校8校から代表各3名が集まり、ケータイ・スマホ利用の長所、短所を整理しながら、利用方法の方向性を議論しています。今年度は、アンケート結果を基にしてネットの使用時間や友だち関係のトラブル、ネット情報の信憑性の観点について話し合い、より良いネット利用について考えています。



(2) 小学生「ネット利用教室」について

昨年度から兵庫県立大学の一般社団法人ソーシャルメディア研究会から現役大学生を講師に招き、ケータイ・スマホ利用に関する注意点を考えています。また、警察署員の方から助言をもらいながら自分たちの問題として捉えることを学んでいます。



○教職員研修の取組

三木市立教育センターでは、市内の公、私立の認定こども園などの就学前教育施設と小・中・特別支援学校のすべての職員を対象にした専門研修講座を開催しています。子どもたちが情報社会の中でネット端末を適切に使用できるよう指導するため、また、家庭と連携した情報モラル教育を推進するため、研修を深めます。

(1) スマホ時代の教師が知っておきたいこと

兵庫県立大学の竹内先生を講師として、スマホ時代の児童生徒を被害者にも加害者にもさせないために、スマホ時代の子どもと大人との認識の違いや「スマホの問題は心の問題」として対応する方法などを学びます。



(2) 情報モラル教育の授業力を身に付けるために

「事例で学ぶネットモラル」などの教材を活用し、児童生徒が具体的な事例や疑似体験を通して正しい情報モラルを身に付けるための授業づくりや、情報モラル教育の年間カリキュラムづくりについて、グループ討議をしながら取り組みます。

※「事例で学ぶネットモラル」：小中学校向け情報モラル教育支援ソフト

○「ネット見守り隊」の取組

三木市では、情報機器・情報教育に精通した専門家である「特別監視員」を委託して、「ネット見守り隊」事業を進めています。

青少年健全育成啓発活動を通じ、ネットなどによる被害や加害の防止に努め、特別監視員がツイッターや動画サイトなどの検索を随時行っています。その結果について青少年センターが報告を受けた事案に関しては、学校教育課を通じて関係小中学校と連携し、子どもたちの指導を行っています。2016年度は、20件の指導を行いました。

○兵庫県での相談窓口

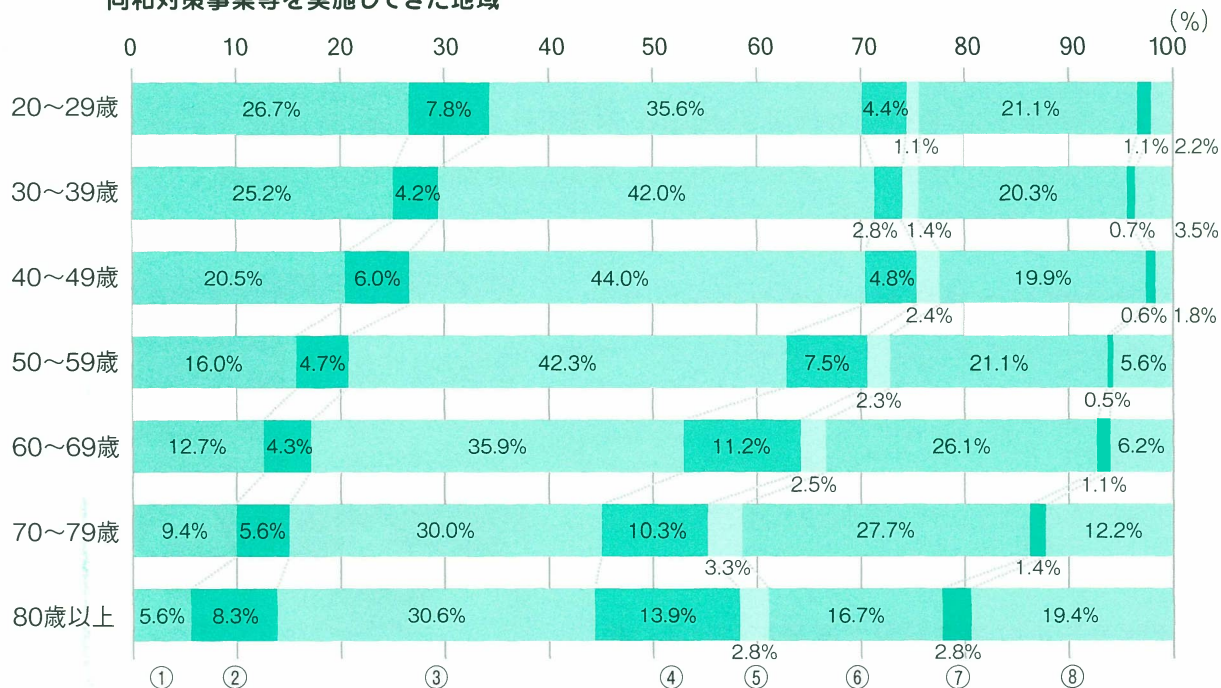
兵庫県警察本部サイバー犯罪対策課 078-341-7441 (代表)

同和問題に関して、今、三木市民の

社会環境の変化などに伴い「市人権尊重のまちづくり基本計画」を見直すために、「人権に関する市民意識調査」を行いました。このページでは今回の調査結果の中でも同和問題にかかる意識について紹介しています。自分自身に当てはめて考えてみましょう。

と 問

たとえば、あなたが結婚しようとする相手が対象地域の人だとわかった場合、あなたはどうかされますか。(既婚の場合、未婚と仮定してお答えください。) ※
同和对策事業等を実施してきた地域



- ① ためらうことなく結婚する
- ② 周囲からの反対があっても結婚する
- ③ 周囲からの反対に対して説得に努め、できるだけ理解を得た上で自分の意思を貫いて結婚する
- ④ 周囲からの反対があれば結婚しない
- ⑤ 絶対に結婚しない
- ⑥ わからない
- ⑦ その他
- ⑧ 無回答

結婚に関する意識を年齢別に見ると、「結婚する」と回答した人は年代が若くなるにつれて多くなってきています。また、どの年代でも「説得に努める」と回答した人が一番多く、同和問題を解決しようとする意識が見られます。一方、若くなるにつれて減ってはいるものの「結婚しない」との回答があります。

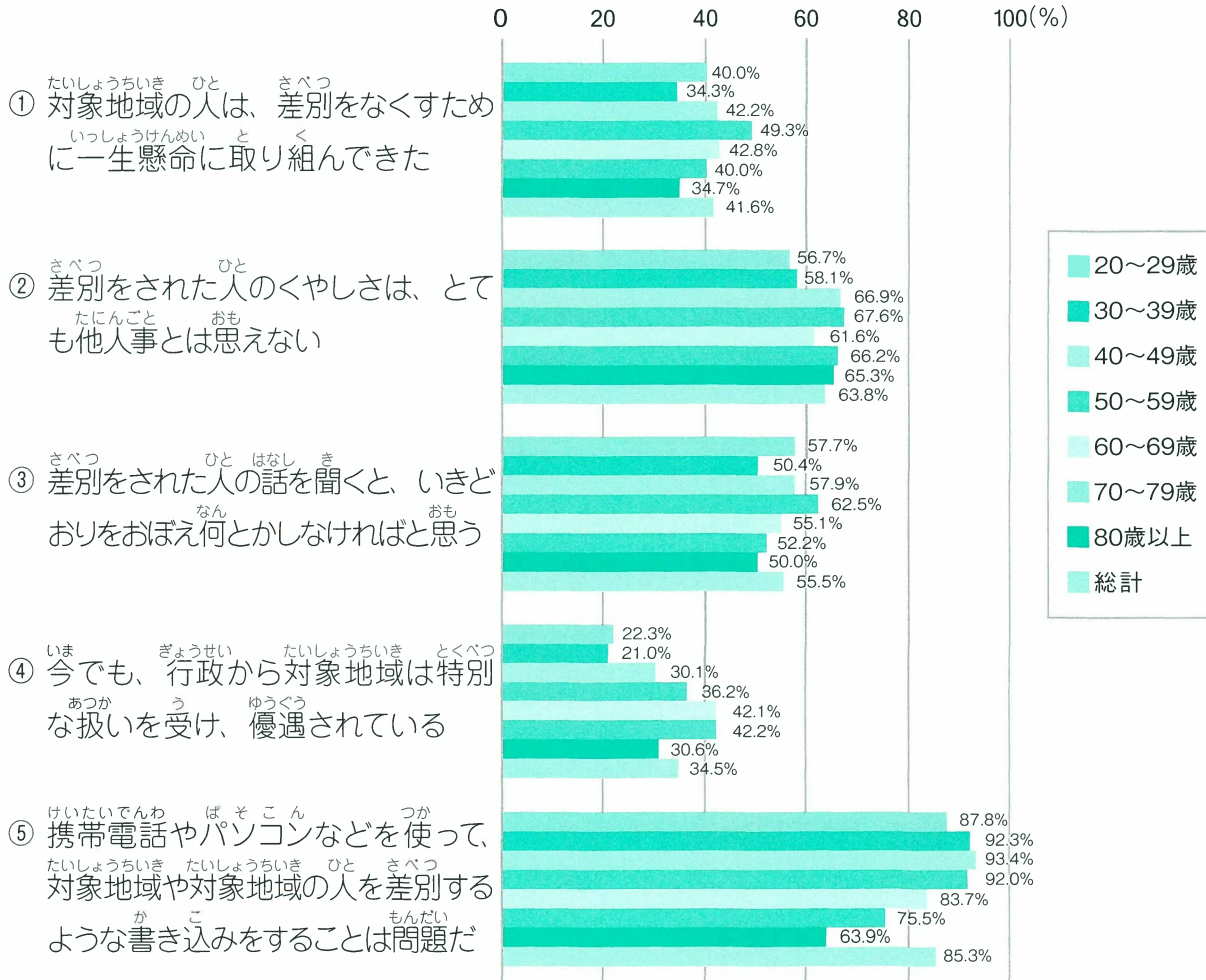
この問いに対して、あなたはどうか答えますか？

意識は？(人権に関する市民意識調査より)

2016年 市内在住の20歳以上の方対象に実施 1,176人が回答

問い 次の①～⑤の意見について、あなたはどのように思いますか。

※「そう思う」、「どちらかと言えばそう思う」の回答合計の率



①について約4割の人が「一生懸命に取り組んできた」と回答し、②③⑤について肯定的に思う人が半数以上見られます。これは差別を許さない気持ちの表れでもあります。一方、④について約3割の人が「特別な扱いを受け、優遇されている」と思うとの回答があります。

①～⑤の結果を見て、あなたはどのように思いますか？

「自分には関係ない」という考えではなく、物事を正しく理解し、心で受け止め、「自分にできることは何か」を考えていくことが大切です。また、すべての人権課題に対して、「平等と公正」という考えを持つことも大切です。

二つの問いの結果から同和問題を解決するためにあなたができることは何でしょうか？

今後も同和問題をはじめ、すべての人権問題の解決に向けて、ともに学習を進め、互いに「人権尊重のまち」三木市をつくっていきましょう。

「NPO法人 自立生活支援センター 歩」の取組

青山の住宅街で、よろず福祉相談から、子育て支援や、学習支援など個々に応じた支援を行い、相談者が悩み解決の一步を踏み出せる場所として、5年前から活動しています。次の世代に大切な絆を伝えるためにも、日々の生活の質を高め、人の心に寄り添い、自身を大切に思えるような支援をしていきたいと思っています。

活動について

子育ての悩みに関する相談が多く寄せられています。特に、お母さんを取り巻く環境の中で生じる問題や悩みから精神的に落ち込み、子どもとの関係が上手くいかなくなり、自分や子どもをせめてしまい子育てに自信を失ってしまう方に多く関わることがあります。大切な縁で巡り合えた命を愛おしく思えるために、子どもの新たな一面を発見できるように、支援活動をしています。

◎子育てイベントへの参加 (市内外のイベントで模擬店出店、農業体験など)

子どもたちがボランティアとして活動する機会とし、人とふれあう中で自分の役割や存在を必要とされていることを実感し、生きがいを感じられるように、仲間と協力する経験の場としています。また、いちじくの収穫体験から生きることについて考えました。



◎学習支援

個々の悩みに応じた学習カリキュラムを作成し、自己実現、将来の夢について具体的な支援をし、家庭と連携しながら対応しています。子どものやる気を育てること、環境づくりを心がけています。



◎リラクゼーションサロンを開催 (第4週の金曜日)

お母さんたちが気がねなく子育ての悩みや情報交換ができる井戸端会議の場として集まり、心をリフレッシュして日々の生活や子育てに安心感を持つことができる「自分の居場所」づくりをめざしています。

活動を通じて

個人情報の問題や、情報の氾濫、人間関係の希薄化など、現代社会で生きていくにはあらゆる力が必要とされ、生きづらさを感じやすい世の中になっています。子どもたちの未来にも不安を覚えます。「歩」は活動を通じて、心から支えてくれる人、そっと背中をおしてくれる人、自分を正しく理解してくれる人、寄り添ってくれる人に出会える場所として活動し、自分らしく生きることができ、心の支援を続けていきます。

「自立する子育て」をめざして...
三木市人権教育団体
まなびや・いちご塾

「まなびや・いちご塾」は、2011年秋に開催された“家庭で行う性教育”の講演会をきっかけに、さらに多くの知識を得たい保護者有志で結成した市民活動団体です。2016年度より、三木市人権教育団体に登録しました。微力ながら、メンバーと同じように子育てをしている方々や、地域の大人の皆様に向けて、「大切な我が子や地域の子とも向き合いながら、親も子も、大人も子どもも自立していく子育てをめざし、一緒に学んでいきましょう!」と呼び掛け続けています。

これまでの活動

2012年 「おやこで聞こう♪からだのはなし」(親子向け・保護者向け おはなし会)
講師：性教育ファシリテーター・思春期保健相談士 徳永桂子さん

2013年&2015年 「親に聞けないからだの話...いつ聞く?今でしょ!!」
(男子限定おはなし会)
「親が聞きたい! 思春期のからだところ」
(保護者向け講演会)

講師：ハートブレイク思春期研究所
所長 黒瀬清隆さん
2016年 「今知っておいて欲しい”ホントの女子力”」
(女子限定おはなし会)

「お互いを尊重する関係を築くために
～デートDV防止に向けて～」
(保護者など向け公開講座)
講師：CAPスペシャリスト デートDV防止プロジェクト講師・女性問題相談員
三野敬子さん



その他、ネット犯罪や子どものインターネット事情に関する勉強会、学校での性教育教材ビデオの上映会、子育てする中であこがれの子どもの心身のトラブルについて・いじめや学校に行きにくい子どもについての座談会など、様々な角度からの課題を取り上げ、それぞれに適した形態で「まなびの会」を開催しています。

また、「まちの子育てひろば」でもあることから、子育て中の保護者とお子さんが気軽に立ち寄れる場づくりや、夏休み子どもたちが宿題などをしやすい環境を提供する活動も行っています。これらの活動は一見「人権」とすぐには直結しないものの、「一人ひとりが大切な存在」という感覚を持つ入り口や、人権課題を考える上でのきっかけになればと思っています。

分け隔てなく みんながいっしょに

ほんねんどしょうかい
本年度紹介する2つの作品に共通するテーマは「共生のこころ」です。だれもがわけ隔てなくいきいきとつながり、笑顔と元気を生み出す、そんな社会の実現をめざしています。
しょうがいしゃさべつかいしょうぼう
「障害者差別解消法」が施行されて1年、障がいのある人や高齢者などすべての人が相互に尊重し合い、共生できる社会をつかっていくために必要なことは何か、私たちにできることは何かを投げかけています。

「風の匂い」(34分)

この作品は、スーパーマーケットで働く青年、歩と正人の二人が主人公です。歩には知的障がいがありますが、二人は子どもの頃は共に遊び、共に学ぶ「大切な友だち」でした。しかし、大人になった二人を隔てる「健全者」と「障がい者」という壁。その壁をつくっているのは誰なのか。
ふたり せいちょう しょくば にんげんもよう とお しゃかいてき
二人の成長と職場での人間模様を通して、社会的な課題でもある「合理的配慮」についても触れ、観る人が自分自身の問題として考え、意識を変えて「バリア=壁」をなくしていくきっかけとなるドラマです。



「みんなで生きる～うちら、富山型デイサービスやちゃ!～」(23分)

この作品は、富山県内の3つの富山型デイサービスを取材し、そこで繰り広げられる日常を紹介したものです。富山型デイサービスの特徴は、「お年寄りはお年寄りの施設」「障がい者は障がい者の施設」と別々につくるのではなく、おじいちゃんもおばあちゃんも子どもたちも赤ちゃんも障がいがあってもなくても、いろんな人たちがみんな一緒に楽しく過ごす…そんな福祉施設です。
かんが かん だいじ い す たっふ
「考えるより感じる事が大事」と言われるスタッフの想いを感じ、一人ひとりの人権を大切にしていっていかけてなるビデオです。



さん どう きょう し ゃう かい 三同教 50 周年記念事業を し み ん 市民のみなさんとともに

あなたがいるからあったかい〜心つないで今日から明日へ〜

みなさんは「三同教」という名前をご存知でしょうか？正式な名称は「三木市人権・
どう わ き ゃう い く き ゃう ぎ かい けっせい と う し ゃ ゃう かい さん どう き ゃう い く き ゃう ぎ かい
同和教育協議会」（結成当初は「三木市同和教育協議会」）で、三同教はその略称です。

さん どう きょう ねん がつ けっせい と う し ゃう かい さん どう き ゃう い く き ゃう ぎ かい
三同教は、1968年8月に結成されました。当時は同和問題を一刻も早く解決し
ていこうと、多くの市民が熱心に取り組み、住民
がく し ゃう かい か く ち ゅく どう わ き ゃう い く す い し ん き ゃう ぎ かい
学習会や各地区で同和教育推進協議会なども
スタートしました。現在、三同教はあらゆる人権
も ん だ い かい けつ し み ん み ず か し き ゃう だう
問題の解決をめざし、市民自らが市と協働して
じん けん ぞん ち ゃう じ ゃ ゃう ぶ かい
人権尊重のまちづくりをすすめています。事務局
は市や教育委員会が担当し、6つの専門部会・
い い ん かい さ ま ざ ま か つ だう し な い さ い だ い そ し き
委員会で様々な活動をしている市内最大の組織
です。学校教育部会、進路保障部会、白書広報
い い ん かい お も き ゃう い く ほ い く き か ん し ゃ か い き ゃう い く
委員会は主に教育・保育機関などが、社会教育
ぶ かい ろう じん く ら ぶ ふ じん かい こ かい ひーてーいーえー
部会は老人クラブ、婦人会、子ども会、PTAなどが、地推協部会は区長協議会、
し ゃ か い き ゃう い く す い し ん い ん き ゃう ぶ かい し な い か く き ゃう だう かい ち ゃう ぎ ゃう ぎ かい
社会教育推進委員などが、企業部会は市内各企業が構成団体として加入しています。



しかし、三同教という名前や活動内容などは、市民のみなさんにはまだまだ知られて
いません。今後、様々な工夫をして子どもをはじめ多くの市民のみなさんに名前を知っ
ていただき、実際に活動に参加していただくことが重要だと考え、「市民参画」「体験」
「創造」「交流」をキーワードにして取り組んでいます。



きんねん がいこく し ゃく ぶん が あそ たい けん えい が
近年は、外国の食文化・遊びなどの体験や映画
じ ゃう えい と お じん けん か ん が じん けん
上映などを通して、人権について考える人権ふれ
こ う り ゅ う じ ゃ ゃう お お さ か こ う べ げ ん ち で む
あい交流事業や、大阪や神戸などの現地に向
き、人権の歴史などを学ぶ人権フィールドワー
く じん けん れ き し ま な じん けん ふ い ー る ど わ ー く
ク事業などに取り組んでいます。

さまざま きねんじぎょう と く
に様々な記念事業に取り組んでいきます。これに先立ち、2017年度をプレの年として、
お お し み ん ひ ら さん どう き ゃう
多くの市民のみなさんとともに開かれた三同教をめざしていきます。みなさんの積極的
さん が さん が く し ゃう ねん き ねん じ ゃ ゃう せい こ う
な参加・参画で50周年記念事業を成功させましょう！

み き し じん けん ぞんちよう じょうれい 三木市人権尊重のまちづくり条例

ぜん ぶん 前 文

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等であり、個人として尊重され、基本的人権の享有が保障されなければならない。

しかし、現実社会においては同和問題、女性、子供、高齢者、障がい者、在日外国人等、人権に関する問題が存在しており、その解決に向けた積極的な取組が強く求められている。

真に一人一人の人権が尊重される明るく住みよい社会をつくるためには、私たち一人一人が、人権に関する問題を共に考え、理解し、その解決のために協力し合うことが何よりも重要であり、そのことが「人権という普遍的文化」の更なる進展につながるものであると思料する。

よって、私たち三木市民は、世界人権宣言及び日本国憲法の理念の下、すべての人の人権が尊重され、明るく住みよいまち、三木市をつくるため、この条例を制定する。

だい じょう もくてき 第1条 (目的)

この条例は、あらゆる人権に関する問題の解決への取組を推進し、人権が尊重される明るく住みよい社会の実現を図ることを目的とする。

だい じょう し し じん やくわり 第2条 (市と市民の役割)

三木市は、市民一人一人の人権が尊重される社会の実現を目指し、効果的な人権教育と人権啓発の推進を図るとともに、人権尊重に関する施策を積極的に推進する。

2 市民は、相互に基本的人権を尊重するとともに、自らが人権尊重のまちづくりの担い手であることを認識し、人権意識の向上に努める。

(以下省略)

へいせい ねん がつ ついたち し こう
(平成13年1月1日施行)

- ※尊 厳…尊く、厳かで侵してはならないこと。
- ※享 有…(権利などを)生まれながらに持っていること。
- ※普遍的…(地域や国境を越えて)広くゆき渡ること。
- ※思 料…考える。

ふるさとに生きる Vol.27

=みんなで作る人権尊重のまち=

編 集 三木市・三木市教育委員会
人権問題啓発資料作成委員会

発 行 平成29年7月
三木市・三木市教育委員会

お問い合わせ 三木市立総合隣保館
TEL.(0794-82-8388)

ホームページ <http://www.city.miki.lg.jp/>

平成29年度 人権問題啓発資料作成委員会

委 員

- 西本 公仁 (人権関係団体)
- 堤 憲昭 (みどりほっとクラブ)
- 天満 美穂 (NPO 自立生活支援センター 歩)
- 浅和 直子 (まなびや・いちご塾)
- 田中 浩和 (三木市立口吉川小学校)
- 小西 佳子 (三木市立自由が丘中学校)

事務局

三木市市民ふれあい部 人権推進課
三木市教育委員会こども未来部 学校教育課